

# 介護保険施設等の食費・居住費(滞在費)を減額

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者等	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
2	老齢福祉年金受給者	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3-①	合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3-②	合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

※年金収入は、課税年金収入額と非課税年金収入額(遺族年金または障害年金)の合計金額です。  
 ※()内は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。  
 ※【】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。  
 ※利用者負担段階は、申請日における世帯の課税状況等で判定するため、年度途中で異動があれば負担段階が変更となる場合があります。  
 ※世帯が異なる配偶者(事実婚も含む)の課税・資産状況も判定要件となります。  
 ※負債(借入金や住宅ローン等)は預貯金等から差し引いて計算します。  
 ※新年度の課税情報は8月から適用されます。

次の対象サービス利用者(介護予防含む)のうち、表の要件を満たす人は、食費と居住費(滞在費)を軽減します。  
 なお、今年の8月から、居住費の利用者負担限度額が変更となります。

**■対象サービス**  
 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)  
**■申請方法**  
 申請書、同意書、通帳等の写し(銀行名・支店名・口座名義・最終残高(直近2カ月以内)のわかるもの)、借用証明書(負債がある場合)を持って高齢介護課へ申請された月の初日から適用となります。利用予定のある人は事前に申請してください。

問高齢介護課 (☎983-1328)

## 市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を!

固定資産税(第2期分)・国民健康保険料(第2期分)の納期限は7月31日(水)です。  
 納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay、auPAY、d払い)、市役所で納付してください。



払サイトでも納付いただけます。詳しくは上記のQRコードを読み込み、ご確認ください。  
 口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書

を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※市税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税の税目に限り、地方税お支払い。

問市税に関すること  
 税務課市税係 (☎983・2481)  
 国民健康保険料に関すること  
 国民健康保険課国保年金係 (☎983・2962)

## コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカード所有者

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。  
 ※利用店舗や利用方法は、お問い合わせください。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。  
**■取得できる証明書**  
 最新年度の所得証明書、課税(非課税)証明書  
 ※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。  
 ※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

問税務課市税係 (☎983・1113)

## 認定長期優良住宅を新築した場合に固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸あたり120㎡(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

### 住宅の種類

- 令和8年3月31日までに新築されたもの
- 京都府知事の認定を受けていること
- 併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- 床面積が50㎡以上(併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以上)280㎡以下であること

### 減額期間

新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間)。  
**■手続き**  
 認定を受けて新築された住宅

宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。  
 ※マイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。  
 ※従来の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

問税務課資産税係 (☎983・2480)

## 開かれた市政の推進

### 令和5年度の情報公開等請求377件

令和5年度八幡市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

決定の内訳	件数		
	公文書	自己情報	計
開示	287	0	287
部分開示	64	7	71
不開示	6	0	6
取下げ	13	0	13
却下	0	0	0
合計(取下げ含む)	370	7	377

令和5年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

市では、市民の皆さんの「知る権利」を保障した「八幡市情報公開条例」と、個人のプライバシーを保護する「個人情報の保護に関する法律」、「八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例」により、公正で公平な透明性の高い開かれた市政の推進に取り組んでいます。

### 情報公開制度等の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づく請求件数は表のとおりです。

主な請求内容は、公共工事関係書類、保険関係書類のほか、印鑑登録証・戸籍謄抄本等交付請求書に関する書類等です。

### 市保有の個人情報

市が保有する個人情報ファイルは、令和6年3月末現在1,018件です。

個人情報ファイルの作成目的、個人情報の収集方法や収集場所、収集項目等をまとめた「個人情報ファイル簿」を市役所2階の閲覧コーナーに配架しています。また、

閲覧コーナーには、市議会の会議録や議案書、予算・決算書、計画書・統計書、文書目録等も展示。コピー機(1枚10円)も設置しています。

### 開示請求の方法

請求には「公文書開示請求書」または「保有個人情報開示等請求書」の提出が必要です。なお、保有個人情報開示等の請求は、本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証等)が必要です。※個人情報の取扱事業者は、情報の取り扱いルールを守りましょう。

問市民協働推進課 (☎983-5749)